

一般社団法人しんきん保証基金保証付「カーライフプラン」

令和5年6月1日現在

1. 商品名	カーライフプラン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時年齢 満18歳以上の方 ・ 安定継続した収入がある方 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク等）にかかる次の資金 ①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ②車検・修理費用 ③パーツ・オプション購入費用、取付費用 ④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用 ⑥車庫設置費用 ⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧申込人が①から⑦を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）
4. ご融資限度額	・ 1,000万円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	・ 3ヶ月以上10年以内（元金据置は6ヶ月以内となります。）
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利 ※当金庫所定の金利を適用させていただきます。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等返済または元金均等返済 ※ご融資額の50%まではボーナス時増額返済もご利用いただけます。
8. お支払方法	・ ご購入先等に振込みさせていただきます。
9. 担保・保証人	・ 一般社団法人 しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
10. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込みにかかる手数料は不要です。 ・ 保証料はご融資金利に含まれております。

<p>1 1. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>[苦情処理措置] 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>[紛争解決措置] 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>1 2. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の融資利率につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル（0120-330-111）までご照会ください。 ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。